

食品衛生監視指導計画（案）に対する意見に係る金沢市の考え方

- 1 募集期間 令和2年2月18日から3月18日
- 2 募集方法 メール、郵便、ファクシミリ又は窓口へ持参
- 3 意見数 (1) 意見者数 3名
(2) 意見数 11件

市民からの意見・要望の要旨	市の考え方（対応）
<p>【1】施設への立ち入り検査に関する事項 (第2三)</p> <p>新型コロナウイルス等の対策として、飲食店のスタッフのマスク着用が課題と考える。</p> <p>コロナウイルス対策として観光地の消毒徹底が望まれると思う。</p> <p>寿司屋等生食用の魚介類をする施設でのアニサキス食中毒予防の現場対応について。</p>	<p>【1】食品取扱い事業所や飲食店、小売店などの集客施設の新型コロナウイルス感染症対策については、厚生労働省より、随時方針が示されております。これを参考に適切に対応いたします。</p> <p>アニサキスは、近年全国的に食中毒の主要な原因となっており、金沢市内においても、昨年度は3件発生しているため、重点監視事項として、魚介類の取り扱い等について指導していきたいと考えています。</p>
<p>【2】その他</p> <p>ゴミ減量のため、スーパー等の現場に詰め替え場所を整備し、利用者の利便性を図る必要があると思う。</p>	<p>【2】ごみ減量化については、食品衛生監視指導計画には含まれていません。貴重なご意見として承ります。</p>
<p>【3】監視指導の実施に関する事項（第2二 1）</p> <p>一般的な共通監視の項目に栄養成分表示も加えていただき、市民が表示を理解し安心して活用がすすむようにしてください。</p>	<p>【3】食品表示のうち、栄養成分表示等の保健事項については、国から通知されている「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」には含まれておりませんので、食品衛生監視指導計画の対象外となります。</p>

<p><u>【4】計画の実施状況等の公表及びリスクコミュニケーションの実施に関する事項（第3四）</u></p> <p>食中毒防止対策等の市民への情報提供にある、各種媒体の制作について。</p> <p>消費者の暮らしに HACCP の制度化がどのように影響するか消費者が学べるよう HACCP に関する内容を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>【4】本市が市民向けに作成した、「食の安全・安心ガイドブック」には、HACCP制度化に関することや家庭におけるHACCPなどを記載しており、消費者が学ぶこともできると考えております。</p>
<p><u>【5】食品衛生に係る人材育成及び資質向上並びに衛生管理技術の向上に関する事項（第6二）</u></p> <p>対象にはフードバンク・ドライブや子ども食堂を行う団体も含まれているのでしょうか？含まれていない場合は対象として検討をお願いします。</p>	<p>【5】フードバンク・ドライブや子ども食堂を行う団体は、食品等事業者には該当しません。なお、個別の食品衛生の相談等に対応いたします。</p>
<p><u>【6】令和2年度の重点監視項目（第2三1）</u></p> <p>令和元年度に金沢市で「植物性自然毒」による食中毒が1件発生しています。また、全国的にも毎年同様の食中毒が一定数発生しています。これらのこと踏まえて、「植物性自然毒」について①直売所に対する注意喚起、周知依頼②市民への情報提供の徹底などを、重点監視項目に盛り込まれてはいかがか。</p>	<p>【6】貴見のとおり植物性自然毒による食中毒は全国でも毎年発生しております。本市は、毎年春と秋の植物性自然毒による食中毒の発生しやすい季節に、食品業界新聞への掲載や保健所ホームページなどで注意喚起を行っています。昨年は直売場に対して注意喚起の文書を発出しました。</p>
<p><u>【7】ノロウイルスによる食中毒の予防（第2三1④）</u></p> <p>カキ貝の喫食が原因のこともあるため、「生食用かきの衛生指導や生食用かき検査の実施等」の予防策について具体的にご記入をお願いします。</p>	<p>【7】ノロウイルスの食中毒は主に、調理者を通じた食品の汚染により発生し、拡大します。そのため、重点監視項目には従事者の衛生管理について記載しています。生食用かきの検査の実施については、第2四別表2に記載しています。</p>

<p>【8】重点監視業種及び監視回数(第2三3)</p> <p>「大型飲食店、製造施設、仕出し・弁当屋」、「生食用の食肉を取り扱う焼き肉店」について年2回以上の監視区分であるAに位置づけを戻してください。</p>	<p>【8】令和元年度に引き続きHACCPの導入支援に考慮し施設の監視頻度を決めました。監視とは別に「大型飲食店、製造施設、仕出し・弁当屋」、「生食用の食肉を取り扱う焼き肉店」を対象に含めたHACCPの研修会を実施しています。</p>
<p>【9】「食品等の収去検査等に関する事項」について(第2四)</p> <p>平成31年度監視計画で「輸入品のおもちゃ」が収去検査の対象から外れました。金沢市は同年のパブリックコメントの回答でその理由を「本市内におもちゃを製造している事業者は無いこと、製造所を所管する自治体で検査が行われていること」としていますが、輸入品については国内製造ではないことから、子どもが口に含む物の安全性を確保するために平成30年度までと同様の考え方を立ち「輸入品のおもちゃ」を検査対象に含めることを求めることがあります。</p>	<p>【9】輸入品のおもちゃについては、国の検疫所が、輸入食品監視指導計画に基づき、検査を実施し、結果についても公表されています。</p>
<p>【10】計画の実施状況等の公表及びリスクコミュニケーションの実施に関する事項(第3)</p> <p>食品衛生法が改正され、「指定成分等含有食品による健康被害情報収集制度」が創設され、令和2年6月に施行されます。</p> <p>指定成分を含む食品等を扱う営業者から当該食品などが人の健康に被害を生じ、または生じさせるおそれがある旨の情報の届け出が保健所等にあった場合の対応について、石川県は令和2年度より監視計画の中に記載を行い、方針を定めています。</p> <p>金沢市においても令和2年度より不備なく対応できるよう今回の監視計画にご記載をお願いします。</p>	<p>【10】「指定成分等含有食品による健康被害情報収集制度」につきましては、監視指導計画に記載はしていませんが、令和2年6月1日以降は法の定めに従い実施します。記載については、今後検討いたします。</p>

【11】金沢市食品衛生自主管理認証制度の取組(第5二)

令和2年度金沢市食品衛生監視指導計画で、金沢市自主衛生管理認証制度について「今年度はHACCP導入につながる制度の見直しと、認証制度を広く市民に周知するための方法を検討する。」と記載されています。「HACCPに沿った衛生管理」が制度化されたことを踏まえて同認証制度の関係性をどのように整理し見直していくのか、具体的にお示しをお願いします。

【11】HACCPの義務化や食品事業者におけるHACCPの導入状況を踏まえ、本市の認証制度の在り方や方向性を検討いたします。